

第6節 ICT利活用の推進

1 概要

1 これまでの取組

2000年（平成12年）に情報通信技術戦略本部が設置され、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号）^{*1}が制定されて以降、我が国では、e-Japan戦略やデジタル田園都市国家構想総合戦略など様々な国家戦略を掲げ、ICTの利活用を推進してきた。これらの方針を踏まえ、総務省では、少子高齢化とそれに伴う労働力の不足、医療・介護費の増大、自然災害の激甚化など、我が国が抱える社会・経済問題やデジタル空間の進展に伴う新たな課題等の解決に向け、地域社会のDX化や新たな情報通信技術、データ流通による社会活性化、情報の利用環境など様々な分野におけるICTの利活用を推進してきた。

2 今後の課題と方向性

我が国は、少子高齢化による労働人口の減少や国内市場も縮小が見込まれるなど、厳しい経済環境である。また、災害の激甚・頻発化への対処や、50年以上経過する公共インフラの老朽化対応など、課題が山積している。

また、スマートフォンの普及等をはじめとして社会のデジタル化が進展し、ネットワークの高度化等も背景に、国民生活や経済活動における情報通信の果たす役割が増大していることもあり、デジタルは、地域社会の生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活の質を大きく向上させ、地域の魅力を高める力を持っている。さらには、SNSや検索などのプラットフォーマーが提供するサービスは生活の利便性向上に貢献している。

一方、インターネット上で流通する情報には、誹謗中傷や偽・誤情報も含まれるといった問題も顕在化している。さらに、生成AIやメタバースといった新たな情報通信技術の登場により、デジタル空間が大きく変容している。

そして、政府としても「デジタル田園都市国家構想」の旗を掲げ、デジタルインフラを急速に整備し、官民双方で地方におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）を積極的に推進することとしている。

こうした課題やデジタルの持つ力を踏まえると、地方が直面する社会課題の解決の切り札としてのデジタル実装を推進することにより、地域社会及び経済の活性化に貢献し、さらには偽・誤情報の流通や生成AIやメタバースの普及といった、デジタル空間の進展に伴う新たな課題に対して総合的な取組を推進することが重要である。

また、日本社会全体の活性化や我が国が抱える課題の解決に向けて、データ等を活用した様々なデジタルサービスの恩恵を誰もが享受できる社会の実現を推進するとともに、利用者が安全・安心に情報を利活用出来る環境の整備などを推進することが重要である。

^{*1} 同法は、デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）により廃止された。

② 地域社会・経済の活性化に資するDX化の推進

① 活力ある地域社会の実現に向けた検討

総務省では、「デジタル田園都市国家構想」や「デジタル行財政改革」に資する取組を実施してきた。一方で必ずしも、各種取組が地域課題の解決に結びついていない、という指摘がある。

このような背景のもと、総務省では、地域住民の生活の質を向上させ、活力ある多様な地域社会を実現するために必要な情報通信基盤とその利活用に関する政策の方向性を検討するため、2023年（令和5年）12月から「活力ある地域社会の実現に向けた情報通信基盤と利活用の在り方に関する懇談会」*2を開催している。本懇談会では、地域におけるエンド・ツー・エンドを含めた通信・放送サービスの利用実態を踏まえた利用環境整備の方向性、地域で育成されたデジタル人材が活躍できる環境づくり、地域に整備されたデジタル基盤を活用した産業振興やデジタル技術を活用した人手不足等の社会課題への対応、地域DX推進に向けた関係者の連携体制の構築・強化等について課題を整理し、活力ある多様な地域社会の実現に必要な政策の方向性を検討している。

ア 地域のデジタル基盤を活用した課題解決

（ア）ローカル5Gの推進

2019年（令和元年）に制度化されたローカル5Gは、携帯電話事業者による5Gの全国サービスと異なり、地域や産業の個別ニーズに応じて、地域の企業や地方自治体などの様々な主体が自らの建物内や敷地内でスポット的に柔軟に構築できる5Gシステムである。

ローカル5G普及のための取組として、総務省では、2020年度（令和2年度）から2022年度（令和4年度）までの間、現実の様々な利用場面を想定した多種多様な利用環境下で電波伝搬などに関する技術的検討を実施するとともにローカル5G等を活用したソリューションを創出する「課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証」を行ってきた。

さらに、安全で信頼できる5Gの導入を促進し、5Gを活用して地域が抱える様々な社会課題の解決を図るとともに、我が国経済の国際競争力を強化することを目的として2020年度（令和2年度）に5Gの導入を促進する税制が創設され、令和4年度税制改正では、「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、地方での基地局整備促進に向けた見直しが行われた。法人税・所得税の税額控除又は特別償却と固定資産税の特例措置とがあり、いずれも2024年度（令和6年度）末まで適用期限が延長されている。

（イ）地域のデジタル基盤を活用した先進的なデジタル技術の実装

「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、地域のニーズに応じたデジタル技術を住民がその利便性を実感できる形で社会に実装させていくためには、地域のデジタル基盤の整備と、そのデジタル基盤を活用する先進的ソリューションの実用化を一体的に推進することが重要であることから、地方公共団体等によるデジタル技術を活用した地域課題解決の取組を総合的に支援するため、2023年度（令和5年度）から「地域デジタル基盤活用推進事業」を開始した。本事業では、①デジタル技術の導入計画の策定支援、②先進的なソリューションの実用化支援（実証事業）、③地域のデジタル基盤の整備支援（補助事業）を通じて、地方公共団体等によるデジタル技術を活用した

*2 活力ある地域社会の実現に向けた情報通信基盤と利活用の在り方に関する懇談会
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chiikikon/index.html

地域課題解決の取組を総合的に支援している。さらに、2024年度（令和6年度）からは、デジタル行財政改革が目指す社会課題解決に資するため、市町村等の連携によるDX推進体制の構築や、安全な自動運転のために必要な通信の信頼性確保等の検証にも取り組んでいる。

（ウ）スマートシティの推進

総務省では、2017年度（平成29年度）から、デジタル技術やデータの活用によって地域課題を解決し、地域活性化につながる新たな価値を創出するスマートシティを推進している。都市OSの導入やサービスアセットの整備等に取り組む地方公共団体等を支援する「地域課題解決のためのスマートシティ推進事業」を内閣府等の関係府省と連携して実施しており、2023年度（令和5年度）は8団体の事業を支援した。

2023年度（令和5年度）には、「スマートシティリファレンスアーキテクチャ（ホワイトペーパー）及びスマートシティガイドブック」*3を関係省庁とともに改訂し、それぞれ第2版として公開、また、スマートシティのさらなる発展と実装を目指し、2030年以降を見据えた「スマートシティ施策のロードマップ」を策定した。また、2024年（令和6年）には、こうした動向も踏まえて、「スマートシティセキュリティガイドライン」の改訂を行った。

（エ）情報銀行の社会実装

個人情報を含むパーソナルデータの適切な利活用を推進する観点から、総務省及び経済産業省は、情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会を立ち上げ、2018年（平成30年）6月に、民間団体などによる情報銀行の任意の認定の仕組に関する「情報信託機能の認定に係る指針 ver1.0」を取りまとめた。この指針は、利用者個人を起点としたデータの利活用に主眼を置いて作成されており、①認定基準、②モデル約款の記載事項、③認定スキームから構成されている。この指針に基づき、認定団体である一般社団法人日本IT団体連盟が、2018年（平成30年）6月に第一弾となる「情報銀行」認定を決定し、2024年（令和6年）3月時点で、2社が「情報銀行」認定を受けている。

継続的に指針の見直しや情報銀行の活用に向けた検討を行っており、2023年（令和5年）7月には、情報銀行が健康・医療分野の要配慮個人情報を取り扱うに当たっての要件等を定めた「情報信託機能の認定に係る指針 Ver3.0」を公表した。2024年度（令和6年度）は、スマートシティでのデータ連携に情報銀行が関与することにより、健康・医療分野の要配慮個人情報を安全・安心に流通させることで地域課題の解決を実現するユースケースを実証し、認定指針の課題を検証している。

イ 地域社会のDXを支える人材確保・育成

（ア）外部人材確保支援事業

総務省では、2022年（令和4年）9月、自治体が外部人材を確保する際の参考となるよう、外部人材が備えておくことが望ましいスキルや経験を類型化した「自治体DX推進のための外部人材スキル標準」を策定した。また、同スキル標準に基づき、一定のスキルや経験を有する民間等の人

*3 スマートシティリファレンスアーキテクチャ（ホワイトペーパー）及びスマートシティガイドブック等の改訂版の公開
<https://www8.cao.go.jp/cstp/stmain/20230810smartcity.html>
事例紹介動画・インタビュー記事 <https://www.mlit.go.jp/scpf/efforts/index.html>
スマートシティサービスの事例集 https://www.soumu.go.jp/main_content/000808085.pdf

材を公募し、有識者による評価を経て選定した民間等の人材が自治体において活躍できるよう、自治体の業務や情報システム等について研修を実施した上で、研修受講まで修了した者に関する情報をとりまとめ、「外部人材リスト」として、自治体に情報提供を2023年（令和5年）6月から実施している。

（イ）地域情報化アドバイザー派遣制度

総務省では、2007年度（平成19年度）から、ICTを地域の課題解決に活用する取組に対して、自治体等からの求めに応じて、ICTの知見、ノウハウを有する専門家（「地域情報化アドバイザー」）を派遣し、助言・提言・情報提供等を行うことにより、地域におけるICT利活用を促進し、活力と魅力ある地域づくりに寄与するとともに、地域の中核を担える人材の育成を図っている。

「地域情報化アドバイザー」は、2023年度（令和5年度）、大学での研究活動や地域における企業活動、NPO活動等を通じた地域情報化に知見・ノウハウを持つ民間有識者等196名に委嘱しており、2023年度（令和5年度）には363件の派遣を行った。

② ICTスタートアップの発掘・育成

我が国では、2022年（令和4年）をスタートアップ創出元年と位置付け、スタートアップへの投資額を5年10倍増とする目標を掲げる「スタートアップ育成5か年計画」（2022年（令和4年）11月新しい資本主義実現会議決定）を決定し、スタートアップを産み育てるエコシステムの創出に取り組んでいる。

総務省及びNICTでは、地域発ICTスタートアップの創出による地域課題の解決や経済の活性化を目的に、起業を目指す学生やスタートアップ企業による優れたビジネスプランを表彰・支援する「起業家甲子園」及び「起業家万博」を開催している。

③ テレワークの推進

ア テレワークの概要

テレワークは、ICTを利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であり、子育て世代やシニア世代、障害のある方も含め、一人ひとりのライフステージや生活スタイルに合った多様な働き方を実現するとともに、災害や感染症の発生時における業務継続性を確保するためにも有効である。また、収入を維持しながら、住みたい地域で働くことが可能となるため、都市部から地方への人の流れの創出など、社会全体に対しても様々なメリットをもたらす働き方である。2020年（令和2年）以降、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、出勤抑制の手段として、テレワークは都市部を中心に広く利用されるようになったものの、感染拡大防止のイメージが浸透している。なお、2023年（令和5年）5月に新型コロナウイルスが5類感染症に移行したことに伴い、同年7月にパーソル総合研究所が全国の就業者を対象に実施した調査では、従業員のテレワーク実施率は2020年（令和2年）4月以降最低の値^{*4}となっており、出社回帰の傾向も見られる。

このような状況の中、総務省では、テレワークの更なる拡大や確実な定着に向け、2021年（令和3年）4月に、『「ポストコロナ」時代におけるテレワークの在り方検討タスクフォース』を立ち上げ、今後日本が目指していくべきテレワークの在り方について、専門家の意見を聞きながら検討

^{*4} 「第八回・テレワークに関する調査／就業時マスク調査」（パーソル総合研究所）
<https://rc.persol-group.co.jp/thinktank/assets/telework-survey8.pdf>

を行った。同年8月に出した提言書では、日本の雇用慣行、業務スタイルの良さを維持しながらも、ICTツールの活用等によりコミュニケーションを充実させるなどといった「日本型テレワーク」こそ、今後の日本が目指していく姿であるべきだとしている。

テレワークに関する機運醸成の観点から、テレワーク月間実行委員会（内閣官房内閣人事局、内閣府地方創生推進室、デジタル庁、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、観光庁、一般社団法人日本テレワーク協会、日本テレワーク学会）の主唱により、毎年11月をテレワークの集中取組期間である「テレワーク月間」として、テレワークの実施に際しての効果測定（働き方改革寄与、業務効率化等）の調査や、関係府省庁等によるイベントやセミナーを開催している。また、先進事例の選定・公表を通じて企業などのテレワーク導入のインセンティブを高め、テレワークの導入を検討する企業にとっての参考事例の蓄積にもつなげるため、総務省では、2015年（平成27年）から、テレワークの十分な利用実績が認められる企業の表彰を行っている。

2023年（令和5年）には、テレワークの活用が一定程度広がった現状を踏まえ、テレワークの制度導入や十分な活用実績に留まらず、テレワークの活用による経営効果の発揮やテレワーク時のコミュニケーション面の課題解決、地域産業の活性化や地域情報化の推進等の地域課題解決への寄与につながる取組を実施しており、その内容が優れている企業・団体を「テレワークトップランナー2023」として選定・公表し、特に優れた取組を行っている企業には「総務大臣賞」を授与した。

イ テレワーク普及に対する支援

総務省では、実施率が依然低水準な中小企業や地方でのテレワーク導入を支援するため、地域の商工会議所や地方自治体と連携し、テレワークに係る地域相談窓口を全国的に整備し、相談受付等を実施している。さらに、テレワークの導入や改善を検討している企業などを対象として、専門家（テレワークマネージャー）による無料の個別コンサルティングも実施し、効果的なテレワーク活用の普及に向けて取り組んでいる。これらの支援は、2022年度（令和4年度）からは厚生労働省の労務系のテレワーク相談事業と一体的に運用し、「テレワーク・ワンストップ・サポート事業」として共同で実施している。

そのほか、総務省では、テレワーク導入の課題として多く挙げられる情報セキュリティ上の不安を取り除くため、企業などがテレワークを実施する際に参照できるよう、「テレワークセキュリティガイドライン」や「中小企業など担当者向けテレワークセキュリティの手引き（チェックリスト）」を策定している。

③ デジタル空間の進展に伴う新たな課題の解決に向けた対応

① AIの普及促進とリスクへの対応

最近ではAIに関する報道を目にしない日がないほど、AIの技術開発と普及が目まぐるしく進展している。今後、AIシステムがインターネット等を通じて他のAIシステム等と接続し連携する「AIネットワーク化」により、個人、地域社会、各国、国際社会の抱える様々な課題の解決が促されるなど、人間及びその社会や経済に多大な便益が広範にもたらされることが期待される中、2022年（令和4年）11月に提供を開始したOpenAI社のChatGPTを端緒に、そのリスクも含めて、世界でAIの可能性に向ける注目が格段に高まっている。

こうした中、2023年（令和5年）4月に日本で開催されたG7群馬高崎デジタル・技術大臣会合において、議長国である日本主導のもと、「責任あるAIとAIガバナンスの推進」を含む6つのテーマについて議論が行われ、その成果としてG7デジタル・技術閣僚宣言を採択した。また、同年5月にはG7広島サミットの結果を踏まえ、生成AIについて議論するために「広島AIプロセス」を立ち上げ、同年12月の閣僚級会合において「広島AIプロセス包括的政策枠組み」をとりまとめ、G7首脳で承認を行った。広島AIプロセスについては、引き続き「広島AIプロセスを前進させるための作業計画」のもとG7各国が中心となり、OECDやGPAI及び国連等の多国間の場における協調と協力も得て更なる前進を図ることとしている^{*5}。

一方、国内ではAI技術の急激な変化や国際的な議論を踏まえ、政府の司令塔としてAI戦略会議を立ち上げ、様々な課題に関して幅広い知見を有する有識者のもと集中的に議論を行っている。総務省及び経済産業省ではAI戦略会議でとりまとめられた「AIに関する暫定的な論点整理」（令和5年5月）を踏まえ、既存のガイドライン^{*6*7*8}を統合・アップデートし、AIに関する懸念やリスクに適切に対応するための方針として、AI事業者向けの統一的で分かりやすいガイドラインの検討を進め、両省において「AIネットワーク社会推進会議」、「AI事業者ガイドライン検討会」を開催し、両会議での検討を踏まえ「AI事業者ガイドライン」第1.0版として2024年（令和6年）4月に策定・公表を行った。なお、AI事業者ガイドラインは策定後においてもAIを巡る動向や課題、国際的な議論等を踏まえ、Living Documentとして適宜更新を行うこととしている。

2 メタバース等の利活用に関する課題整理

総務省では、安全・安心なサイバー空間の確保に向けた対応を進めることが必要であるという認識の下、将来的にメタバースがより一般に普及することを見据え、サイバー空間に関する新たな課題について把握・整理すべく、2022年（令和4年）8月から2023年（令和5年）7月まで「Web3時代に向けたメタバース等の利活用に関する研究会^{*9}」を開催した。

同研究会では、メタバース等の仮想空間の利活用に関して、利用者利便の向上、その適切かつ円滑な提供及びイノベーションの創出に向け、ユーザーの理解やデジタルインフラ環境などの観点から、様々なユースケースを念頭に置きつつ情報通信行政に係る課題の整理に取り組み、2023年（令和5年）7月に報告書^{*10}を取りまとめた。

報告書では、メタバース等の発展に向けたアバターに係る課題を始めとした6つの論点と課題、メタバースの理念に関する国際的な共通認識の形成等の課題解決の方向性が示された。報告書の内容を受け、ユーザーにとって安心・安全なメタバースの実現に向けて、メタバースの民主的価値に基づく原則等の検討やメタバースに係る技術動向等のフォローアップを行うとともに、国際的なメタバースの議論にも貢献することを目的として2023年（令和5年）10月から新たに「安心・安全なメタバースの実現に関する研究会^{*11}」を開催し、2024年（令和6年）3月にメタバースの原則（1次案）を示しており、同年夏頃を目処に報告書の公表を予定している。

^{*5} G7における議論については、第Ⅱ部第2章第8節「ICT国際戦略の推進」も参照。

^{*6} 国際的な議論のためのAI開発ガイドライン https://www.soumu.go.jp/main_content/000499625.pdf

^{*7} AI利活用ガイドライン https://www.soumu.go.jp/main_content/000809595.pdf

^{*8} AI原則実践のためのガバナンス・ガイドラインVer.1.1

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/pdf/20220128_1.pdf

^{*9} 「Web3時代に向けたメタバース等の利活用に関する研究会」の開催（報道資料）

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01iicp01_02000109.html

^{*10} https://www.soumu.go.jp/main_content/000892205.pdf

^{*11} 「安心・安全なメタバースの実現に関する研究会」の開催（報道資料）

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01iicp01_02000121.html

3 インターネット上の偽・誤情報に対する総合的な対策の推進

ア 令和6年能登半島地震への対応

2024年（令和6年）1月に発生した能登半島地震においては、迅速な救命・救助活動や円滑な復旧・復興活動を妨げるような偽・誤情報が流通したと指摘されている。

総務省では、発災翌日の1月2日に、SNSを通じてインターネット上の偽・誤情報に対する注意喚起を行うとともに、主要なSNS等のプラットフォーム事業者に対して、利用規約等を踏まえた適正な対応を取るよう要請した。その後も、被災地向けを中心に、様々な広報手段を複層的に組み合わせた注意喚起を実施している。

2024年（令和6年）1月25日に公表された「被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ^{*12}」においても、インターネット上で流通する偽・誤情報への対策を盛り込んでおり、プラットフォーム事業者への要請に関する対応状況のフォローアップを継続的に実施することや、令和5年度補正予算を活用して、インターネット上に流通するディープフェイク動画を判別するための対策技術の開発・実証を行うこととしている。

イ デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討

デジタル空間を活用した様々なサービスが社会に普及し、生成AIをはじめとする新たな技術が進展する中で、偽・誤情報の流通・拡散といった新たな課題も顕在化し、社会に与える影響も益々拡大している。国際的な動向も踏まえつつ、偽・誤情報の流通・拡散への対応について、制度面も含めた総合的な対策の検討を進めるため、2023年（令和5年）11月から新たに「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会^{*13}」を開催している。同検討会ではデジタル空間における情報流通の健全性確保に向けた基本理念、各ステークホルダーに期待される役割・責務の在り方や具体的な方策について議論を進めており、2024年（令和6年）5月には、インターネット上の偽・誤情報対策について、民産学官の幅広いステークホルダー間で参照しやすくするとともに、国内外における連携・協力を推進することを目的に、「インターネット上の偽・誤情報対策に係るマルチステークホルダーによる取組集」をとりまとめ、公表した。今後、能登半島地震におけるプラットフォーム事業者への要請に関する対応状況のフォローアップを含むプラットフォーム事業者ヒアリングや広告関係団体ヒアリング等を踏まえつつ、プラットフォーム事業者の取組の透明性・アカウントビリティの確保、ファクトチェックの推進、普及啓発、リテラシーの向上、人材育成、技術の研究開発や実証、デジタル広告に関する課題への対応、国際的な連携強化などの具体的な方策について、2024年（令和6年）夏頃までに一定のとりまとめの公表を予定している。

ウ 国際連携の推進

2023年（令和5年）4月に開催されたG7群馬高崎デジタル・技術大臣会合の閣僚宣言では、民間企業や市民団体を含む関係者による偽情報対策に関する既存プラクティス集「Existing Practices against Disinformation (EPaD)」を収集・編集し、IGF京都2023で公表等することが宣言された。この宣言を受け、G7議長国の日本政府として総務省にてEPaDを取りまとめ、

^{*12} 「被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ」（令和6年能登半島地震非常災害対策本部決定）
https://www.bousai.go.jp/pdf/240125_shien.pdf

^{*13} 「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」の開催（報道資料）
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu02_02000374.html
「インターネット上の偽・誤情報対策に係るマルチステークホルダーによる取組集」の公表（報道資料）
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu02_02000405.html

IGF 京都2023のDay0に開催されたセッション「Sharing “Existing Practices against Disinformation (EPaD)”」（総務省主催）においてEPaDが公表され、プラットフォーム事業者等の民間企業、メディア・ジャーナリスト・ファクトチェック機関、法律家、アカデミア、個人・市民社会や政府等のマルチステークホルダーによる地域や国境を越えた連携・協力の重要性等について議論された。

また、2024年（令和6年）2月に開催された「デジタルエコノミーに関する日米対話（第14回会合）」「日EU・ICT政策対話（第29回）」等の欧米やASEAN等アジア太平洋地域における2国間対話においても、偽・誤情報対策に関する協力を深めていくこと等が議論された。

4 日本社会全体の活性化等に向けたデータ流通社会の実現

1 防災情報システムの整備

我が国は世界有数の災害大国であり、大規模な自然災害が発生する都度、社会・経済的に大きな損害を被ってきた。今後も南海トラフ地震をはじめとする大規模な自然災害の発生が予測される中で、ICTを効率的に活用し災害に伴う人的・物的損害を軽減していくことが重要である。

ア 災害に強い消防防災通信ネットワークの整備

被害状況などに係る情報の収集及び伝達を行うためには、災害時にも通信を確実に確保できる通信ネットワークが必要である。このため、現在、国、消防庁、地方自治体、住民などを結ぶ消防防災通信ネットワークを構成する主要な通信網として、①政府内の情報の収集及び伝達を行う中央防災無線網、②消防庁と都道府県を結ぶ消防防災無線、③都道府県と市町村などを結ぶ都道府県防災行政無線、④市町村と住民などを結ぶ市町村防災行政無線、⑤国と地方自治体又は地方自治体間を結ぶ衛星通信ネットワークなどが構築されている。また、衛星通信ネットワークについては、高性能かつ安価な次世代システムの導入に関する取組などを進めている。

イ 災害対策用移動通信機器の配備

総務省では、携帯電話などの通信が遮断した場合でも被災地域における通信が確保できるよう、地方自治体などに、災害対策用移動通信機器を貸し出している（2024年（令和6年）4月現在、簡易無線1,065台、MCA無線179台及び衛星携帯電話106台を全国の総合通信局等に配備）。また、令和6年能登半島地震を受け、衛星携帯電話の台数拡充、衛星インターネット機器や公共安全モバイルシステム等の整備を実施した。これらの機器は、避難所における通信環境構築のほか、初動期における被災情報の収集伝達から応急復旧活動の迅速かつ円滑な遂行までの一連の活動に必要な情報伝達を補完するものとして活用されている。

ウ 災害時の非常用通信手段の確保

災害時などに公衆通信網による電気通信サービスが利用困難となるような状況などに備え、総務省が研究開発したICTユニット（アタッシュケース型）を2016年度（平成28年度）から全国の総合通信局等に配備し、地方自治体などの防災関係機関からの要請に応じて貸し出し、必要な通信手段の確保を支援する体制を整えている（2024年（令和6年）4月現在、25台を全国の総合通信局等に配備）。

エ 全国瞬時警報システム（Jアラート）の安定的な運用

消防庁では、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、大津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、携帯電話などに配信される緊急速報メール、市町村防災行政無線などにより、国から住民まで瞬時に伝達するシステムである「全国瞬時警報システム（Jアラート）」を整備している。Jアラートによる緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、Jアラート関連機器に支障が生じないよう正常な動作の確認の徹底を市町村に対し呼びかけるとともに、Jアラートの情報伝達手段の多重化を推進している。

オ Lアラートの活用の推進

総務省では、地方自治体などが発出する避難指示などの災害関連情報を多数の放送局やインターネット事業者など多様なメディアに対して一斉に送信する共通基盤（Lアラート）の活用を推進している。Lアラートは、全47都道府県での運用が実現するなど全国的な普及が進み、災害情報インフラとして一定の役割を担うに至っている。

総務省では、Lアラートの更なる普及・利活用の促進のために、Lアラートを介して提供される災害関連情報の地図化に係る実証に取り組んだほか、地方自治体職員などの利用者を対象としたLアラートに関する研修などを行ってきた。さらに、災害情報を迅速・的確に国民に伝えることが高い公共性を有することを踏まえ、政府全体で進められている防災DXの取組に寄与することも念頭に置きつつ、Lアラートの機能拡大等について検討を進めている。

② 医療分野におけるICT利活用の推進

我が国は超高齢化社会に突入しており、医療・介護費の増大や医療資源の偏在などの課題に直面している。このため、総務省では、医療・介護・健康データを利活用するための基盤を構築・高度化することにより、医療・健康サービスの向上・効率化を図るべく、主に「遠隔医療の普及」と「PHR^{*14}データの活用」を推進している。

具体的には、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED：Japan Agency for Medical Research and Development）による研究事業として、医師の偏在対策の有力な解決策と期待される遠隔医療の普及に向けて、2022年度（令和4年度）から8K内視鏡システムの開発・実証を行うとともに、遠隔手術の実現に必要な通信環境やネットワークの条件について整理を進めている。また、2023年度（令和5年度）からは、医療の高度化や診察内容の精緻化を図るため、各種PHRサービスから医師が求めるPHRデータを取得するために必要なデータ流通基盤を構築するための研究開発を実施している。

このほか、医療情報を取り扱う情報システム・サービスの複雑化・多様化やランサムウェア攻撃をはじめとする新たな脅威によって被害が出ていることを踏まえ、2023年度（令和5年度）に「医療情報を取り扱う情報システム・サービス提供事業者における安全管理ガイドライン」（総務省・経済産業省）の改定を行ったほか、安全・安心な民間PHRサービスの利活用促進のため、「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」（総務省・厚生労働省・経済産業省）の改善に向けた検討等を行っている。

^{*14} Personal Health Recordの略語。一般的には、生涯にわたる個人の保健医療情報（健診（検診）情報、予防接種歴、薬剤情報、検査結果等診療関連情報及び個人が自ら日々測定するバイタル等）である。電子記録として本人等が正確に把握し、自身の健康増進等に活用することが期待される。

3 教育分野におけるICT利活用の推進

総務省では、教育分野でのICTの利活用を推進するため、文部科学省と連携し、2017年度（平成29年度）から2019年度（令和元年度）にかけて、教職員が利用する「校務系システム」と児童生徒も利用する「授業・学習系システム」におけるデータを活用し両システムの安全かつ効果的・効率的なデータ連携方法などについて検証する「スマートスクール・プラットフォーム実証事業」を実施したほか、2020年度（令和2年度）は実証成果である「スマートスクール・プラットフォーム技術仕様」をホームページに公開の上、普及・促進するための取組を行った。また、2021年度（令和3年度）から2022年度（令和4年度）にかけて、学校外で事業者が保有するデジタル学習システム間でのデータ連携を可能とする基盤である「デジタル教育プラットフォーム」の実現に向け、必要な技術仕様（参照モデル）の検討を実施した。

加えて、2023年度（令和5年度）以降、教育データの安全・安心な利活用による個別最適な教育を実現するため、教育分野におけるPDS（Personal Data Store）の活用のあり方等について調査検討を行っている。今後実証も交えながらPDSの技術的・制度的課題について教育分野固有の論点を整理することとしている。

4 キャッシュレス決済の推進

2019年（令和元年）6月に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」で、2025年（令和7年）6月までにキャッシュレス決済比率を倍増し4割程度とすることを目指し、キャッシュレス化推進を図ることとされた。

キャッシュレス決済手段のうち、コード決済については、サービスが多数併存している現状では、店舗にとっては複数導入するとオペレーションが煩雑になるという課題がある。そのため、関係団体・事業者などによる推進団体として設立された「一般社団法人キャッシュレス推進協議会」（オブザーバー：総務省、経済産業省など）で、2019年（平成31年）3月に「コード決済に関する統一技術仕様ガイドライン」が策定され、同ガイドラインに基づいた統一コードを「JPQR」と呼称することとなった。その後、主に飲食、小売、理美容、タクシーなどJPQRと親和性の高い業界や、住民票などの各種書類発行手数料などのやり取りが発生する地方自治体窓口などへの普及活動を行い、2023年度（令和5年度）末までの累計で約1万5千店舗がJPQRを導入している。また、2023年度（令和5年度）から地方税統一QRコードを活用した地方税の納付が開始されたが、同QRコードにもJPQRの統一規格が利用されている。

5 安全で信頼性のあるクラウドサービスの導入促進

ASP・SaaS、PaaS及びIaaSなどのクラウドサービスの普及に伴い、サービスの選択肢が広がる中、利用者がクラウドサービスの比較・評価・選択などに十分な情報を得られる環境の整備が必要となっている。総務省では、こうした観点から、2011年（平成23年）（2022年（令和4年）一部改定）から「クラウドサービスの安全・信頼性に係る情報開示指針」と呼ばれる合計8つの指針を策定・公表しており、2022年（令和4年）にも「AIを用いたクラウドサービスの安全・信頼性に係る情報開示指針（ASP・SaaS編）」を追加するなど、クラウドサービスの多様化に対応して指針の追加・改定を行っている。これを基に、一般社団法人日本クラウド産業協会（ASPIC）では、クラウド事業者が上記指針に即した対応を講じているかを第三者が認定する制度を設けて運用しており、これまでに310サービス以上が認定を受けている。

また、クラウドサービスの一層の普及に向け、業界団体等とも連携しつつ、クラウドサービスの優良事例の周知・広報等に取り組んでいる。

5 安全・安心な情報の利用環境の整備

1 高齢者等のデジタル活用に対する支援向上

総務省では、社会全体のデジタル化が進む中で、デジタルディバイドを解消し、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる環境を整備していくため、デジタル活用に不安のある高齢者などを対象として、スマートフォンを利用したオンライン行政手続等に関する助言・相談などについて、講習会形式で支援を行う「デジタル活用支援推進事業」に、2021年度（令和3年度）から取り組んでいる。2023年度（令和5年度）は、携帯電話ショップなどを中心に全国6,000か所以上で講習会を実施した。

2 幅広い世代を対象としたICT活用のためのリテラシー向上推進

総務省では、幅広い世代でのICTの利用機会の拡大や、インターネット上での偽・誤情報の流通の問題の顕在化といったICTを取り巻く環境の変化に対応するため、2022年（令和4年）11月から「ICT活用のためのリテラシー向上に関する検討会^{*15}」及び12月から「青少年のICT活用のためのリテラシー向上に関するワーキンググループ」を開催し、これからのデジタル社会において求められるリテラシーの在り方やリテラシー向上施策の推進方策についての検討を進めている。2023年（令和5年）6月には、同検討会や同ワーキンググループにおける検討の結果を踏まえ、「ICT活用のためのリテラシー向上に関するロードマップ」をとりまとめ、公表した。ロードマップでは、短期的又は中長期的に取り組むべき事項の方向性を整理しており、2023年度（令和5年度）は短期的取組として、ICT活用のためのリテラシー向上に必要な能力の整理や幅広い世代に共通する課題に対応した学習コンテンツの開発を実施した。

3 青少年のインターネット利用環境の整備

総務省では、こどもたちが安心・安全にインターネットを利用するための取組として、児童・生徒、保護者・教職員等に対する学校等の現場での無料の出前講座である「e-ネットキャラバン」を開催するほか、インターネットに係るトラブル事例の予防法などをまとめた「インターネットトラブル事例集」を作成・公表している。また、フィルタリングを含むペアレンタルコントロール^{*16}による対応の推進に資する調査研究を実施している。

さらに、安心・安全なインターネット利用に関する啓発を目的としたサイト「上手にネットと付き合おう！～安心・安全なインターネット利用ガイド～^{*17}」を2021年（令和3年）に開設した。本サイトでは、未就学児・未就学児の保護者、青少年、保護者・教職員、シニアに向けたコンテンツを掲載し、各世代に応じた内容としている。また、「SNS等の誹謗中傷」、「インターネット上の

^{*15} 「ICT活用のためのリテラシー向上に関する検討会」

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/ict_literacy/index.html

^{*16} 保護者がこどものライフサイクルを見通して、その発達に応じてインターネット利用を適切に管理すること。こどもの情報発信を契機とするトラブル防止の観点を含むものであり、管理の方法としては、技術的手段（フィルタリング、課金制限機能、時間管理機能等）と、非技術的手段（親子のルールづくり等）とに分かれる。（こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）P50）

^{*17} 上手にネットと付き合おう！～安心・安全なインターネット利用ガイド～

https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/

海賊版対策」、「偽・誤情報」といった「旬」のトピックも特集として掲載し、リテラシー向上に取り組んでいる^{*18}。

また、総務省では、2011年度（平成23年度）に青少年のインターネット・リテラシーを可視化するテストとして「青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標（ILAS：Internet Literacy Assessment indicator for Students）」^{*19}を開発した。これは、特にインターネット上の危険・脅威に対応するための能力を測るためのものであり、違法情報リスク、不適切利用リスク、プライバシーリスクといった7つのリスクについてテストを実施している。2012年度（平成24年度）より毎年度、全国の高等学校1年生を対象に青少年のインターネット・リテラシーを測るテストを実施しており、2023年度（令和5年度）には75校、13,108名を対象に行ったところ、全体の正答率は71.4%となった。

4 情報バリアフリーに向けた研究開発への支援

障害者や高齢者向けの通信・放送役務サービスに関する技術の研究開発を行う企業などに対して必要な資金の一部を助成する「デジタルディバイド解消に向けた技術等研究開発」を行っており、2023年度（令和5年度）は、5者に対して助成を行った。

また、身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（平成5年法律第54号）に基づき、NICTを通じて、身体障害者向けの通信・放送役務サービスの提供や開発を行う企業などに対して必要な資金の一部を「情報バリアフリー通信・放送役務提供・開発推進助成金」として交付しており、2023年度（令和5年度）は、6者に対して助成を行った。

5 情報のアクセシビリティの向上

高齢者・障害者を含む誰もが公的機関のホームページなどを利用しやすくなるよう、公的機関のウェブアクセシビリティ対応を支援するために作成した「みんなの公共サイト運用ガイドライン」の一部改訂を2023年度（令和5年度）に行った。また、同年度に公的機関ホームページのJIS対応状況調査等及び全国5か所での公的機関向け講習会を開催した。また、企業等の情報アクセシビリティ向上のための取組として、情報アクセシビリティ自己評価様式の普及促進を行っている。「情報アクセシビリティ自己評価様式」とは、企業等が自社のICT機器・サービスについて情報アクセシビリティ基準を満たしているかを自己評価した結果を公表し、企業・公的機関や障害当事者がICT機器・サービスを選択する際の参考とするための様式である。この自己評価様式は、米国における情報アクセシビリティ基準適合に関する自己評価の仕組み（VPAT）を参考に、総務省が作成したもので、米国では法律で政府が電子情報機器を調達する際に、アクセシブルな機器調達が義務づけられている。総務省では、様式作成支援窓口の設置やセミナーの開催、情報アクセシビリティ好事例の募集及び作成ガイドブックの更新等により、様式の官民双方における活用を促進するための取組を行っている。

6 公共インフラとしての電話リレーサービスの提供

「電話リレーサービス」とは、手話通訳者などが通訳オペレータとして、聴覚障害者等（聴覚、

*18 第Ⅱ部第2章第2節参照

*19 https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/special/ilas/

言語機能又は音声機能の障害のため、音声言語による意思疎通を図ることに支障がある者）による手話・文字を通訳し、電話をかけることにより、聴覚障害者等と聴覚障害者など以外の方との意思疎通を仲介するサービスである。

「電話リレーサービス」の適正かつ確実な提供を確保するため、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）が2020年（令和2年）12月に施行され、2021年（令和3年）7月から、電話リレーサービス提供機関の指定を受けた一般財団法人日本財団電話リレーサービスにより、公共インフラとしての電話リレーサービスの提供が開始されている。電話リレーサービスの更なる普及促進を図るため、総務省は関係省庁と連携して周知広報を実施しており、2023年度末（令和5年度末）の利用登録者数は1万5,267人となっている。（図表Ⅱ-2-6-1）

図表Ⅱ-2-6-1 電話リレーサービスの普及促進イラスト

